

土木工事 (改定版)

工事名: 0 (一般監督員)

評定者: 所属職 0 氏名 0

Ver.D0702

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔入力方法〕 該当する項目「・」に「○、×」を選択する。該当しない場合は、「-」を選択する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。(一 般 監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	評 定
2.施工状況	I.施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	C
	「評価対象項目」 ・ 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査が行われている。(※施工プロ) ・ 施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。(※施工プロ) ・ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。(※施工プロ) ・ 日常の出来形管理が、施工計画書等に基づき、適時、的確に行われている。(※施工プロ) ・ 日常の品質管理が、施工計画書等に基づき、適時、的確に行われている。(※施工プロ) ・ 工事提出書類と提示書類がきちんと区別され、提出書類が簡潔で必要以上に作成されていない。(※施工プロ) ・ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ・ 工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。(※施工プロ) ・ 工事材料を品質に影響ないように保管している。(※施工プロ) ・ 立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。(※施工プロ) ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。(※施工プロ) ・ 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械を使用している。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他 ○ ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ※評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。 評価値(#DIV/0!)%= 該当項目数(0)/評価対象項目数(0)				・ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 ・ 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 ・ 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 ・ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。 1項目でも該当あれば・・・d 2項目該当・・・・・・・・e		
	II.工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である	C
「評価対象項目」 ・ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。(※施工プロ) ・ 現場条件や設計内容の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。(※施工プロ) ・ 時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ・ 工事の進捗を早めるための取り組み(材料、工法、作業工程などの見直し)を行っている。 ・ 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。 ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他 ○ ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ※評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。 評価値(#DIV/0!)%= 該当項目数(0)/評価対象項目数(0)				・ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く) 上記該当あれば・・・e ・ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書に改善より指示を行った。 上記該当あれば・・・d			

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔入力方法〕該当する項目「・」に「○、×」を選択する。該当しない場合は、「-」を選択する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（一 般 監 督 員）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	評 定
2.施工状況	Ⅲ.安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった	C
	「評価対象項目」 - 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ) - 安全教育・訓練等を月当たり半日以上週時、的確に実施し記録が整備されている。(※施工プロ) - 安全巡視、安全ミーティング(KY等)等を実施し記録が整備されている。(※施工プロ) - 店社パトロールを適宜実施し、記録が整備されている。(※施工プロ) - 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し記録が整備されている。(※施工プロ) - 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。(※施工プロ) - 使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ管理されている。(※施工プロ) - 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(※施工プロ) - 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止措置が実施されている。(※施工プロ) - 仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(※施工プロ) - 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 - その他 ○ ○ ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・d ※評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。 評価値(#DIV/0!)%= 該当項目数(0)／評価対象項目数(0)					- 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害をうけた。 上記該当あれば・・・e - 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。 上記該当あれば・・・d ※ 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価しない。 (安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事検査室長が判断する。)	
	Ⅳ.対外関係	a	b	c	d	e	評 定
	「評価対象項目」 - 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。(※施工プロ) - 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。(※施工プロ) - 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。(※施工プロ) - 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。(※施工プロ) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 - 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 - その他 ○ ○ ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・d ※評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。 評価値(#DIV/0!)%= 該当項目数(0)／評価対象項目数(0)					- 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記該当あれば・・・e - 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 - 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。 上記該当あれば・・・d	

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

[入力方法] 該当する項目「・」に「○、×」を選択する。該当しない場合は、「-」を選択する。							(一般監督員)	
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	評定	
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	・ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内であり下記の2項目が全て該当する。 ※ばらつき判断は別紙-4参照	・ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内であり下記の2項目が全て該当する。 ※ばらつき判断は別紙-4参照	・ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	・ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。			C
	バラツキの評価は、検査職員と調整すること。	・ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 ・ 出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。			・ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば・・・d	・ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補(手直し)指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・e		
① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状・寸法である。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。								
II.品質		・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内であり下記項目が該当する。 ※ばらつき判断は別紙-4参照	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内であり下記項目が該当する。 ※ばらつき判断は別紙-4参照	・ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a、bに該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	C	
	バラツキの評価は、検査職員と調整すること。	・ 品質管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。			・ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば・・・d	・ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補(手直し)指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・e		
① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。								

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

【入力方法】該当する項目「・」を「○」に変更する。

(一 般 監 督 員)

考 査 項 目	細 別	創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	評価内容の具体例の記述		
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	□ ICT活用試行対象工事である。(ICT活用試行対象工事はICT活用の実施の有無にかかわらず■を入力、ICT活用試行対象外工事は口を入力。) 【施工】 ・ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 () ・ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 () ・ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 () ・ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 () ・ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 () ・ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 () ・ 照明などの視界の確保に関する工夫。 () ・ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 () ・ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 () ・ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 () ・ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 () ・ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 () ・ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 () ・ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 () ○ 点 【新技術活用】 ・ NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 () ・ NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 () (※本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。) ○ 点 【品質】 ・ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 () ・ コンクリートの材料、打設打込、養生に関する工夫。 () ・ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 () ・ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 () ○ 点 【安全衛生】 ・ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) () ・ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 () ・ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 () ・ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 () ・ 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策、及び一般交通の安全確保に関する工夫。 () ・ 作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫。 () ・ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫。 () ○ 点 【その他】 ・ 週休2日適用工事(現場閉所又は交替制)において、月単位の週休2日を達成している。(※本項目は1点の加点とする。) () ・ () () ○ 点 【ICT活用】 ・ ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。(簡易型ICTも可とする) () ○ 点 ○ 合計点			
		【採点指標】 ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。評価に当たって、その効果を確認する。 ※2. ICT活用試行対象工事については、【施工】【新技術活用】【品質】【安全衛生】【その他】の合計で最大5点までの加点評価とし、【ICT活用】項目が評価された場合(2点)のみ最大7点の加点評価ができる ICT活用試行対象工事以外については、【施工】【新技術活用】【品質】【安全衛生】【その他】の合計で最大7点の加点評価ができる。 ※3. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、検査職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。			評点 0